

## 岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金交付要綱

令和5年5月19日制定  
令和6年3月27日改正  
令和7年1月16日改正  
令和8年2月4日改正

### (総則)

第1条 県は、電気・ガス料金の高騰により著しい影響を受けている看護師等養成所の設置者が、教育活動を継続できるよう、予算の範囲内で交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (対象事業者)

第2条 交付金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号の文部科学大臣が指定した学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校をいい、学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）又は保健師助産師看護師法第3号の都道府県知事が指定した看護師養成所（学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者
- (2) 保健師助産師看護師法第22条第1号の文部科学大臣が指定した学校（学校教育法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校をいい、学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）又は保健師助産師看護師法第22条第2号の都道府県知事が指定した准看護師養成所（学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者
- (3) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第12条第1号又は第2号の文部科学大臣が指定した学校（学校教育法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校をいい、学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者
- (4) 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号の都道府県知事が指定した作業療法士養成施設（学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者
- (5) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号までの文部科学大臣が指定した学校（学校教育法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校をいい、学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者
- (6) 言語聴覚士法第33条第1号から第3号までの都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所（学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者

- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までの文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校（学校教育法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校をいい、学校法人及び地方公共団体が設置するものを除く。）の設置者

（欠格事由）

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、過去5年間に不正受給を行った者
- (10) 第5条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交付金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

#### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、1,300円に学生定員数（申請の日の属する年度における入学定員数に修業年限を乗じて得た数（複数の学科を有する場合にあっては、学科ごとに算出し、合算して得た数）をいう。）を乗じて得た額とする。

#### (交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする対象事業者は、別記第1号様式に知事が必要と定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請書類の提出期限は、知事が別に定める。

#### (交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 知事は、交付金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、交付金の不交付の決定をしたときは、別記第3号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

#### (変更交付申請)

第7条 対象事業者は、交付の決定（次項の規定による変更交付の決定を含む。）を受けた交付金について、事情の変更により変更交付の申請をしようとする場合は、別記第4号様式に知事が必要と定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、交付額の変更が必要と認めるときは、変更交付の決定をし、別記第5号様式により通知するものとする。

#### (交付請求)

第8条 対象事業者は、交付の決定（変更交付の決定を含む。）の通知を受けたときは、知事に対して、交付の請求を行うものとする。

#### (決定の取消し)

第9条 知事は、対象事業者が法令等若しくはこれに基づく知事の处分に違反したとき又は申請書に虚偽の記載をしたときは、交付の決定を取り消すことができる。

#### (交付金の返還)

第10条 知事は、交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第11条 第5条第1項又は第7条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して交付金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、第6条又は第7条第2項の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第9条の規定により交付金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に交付金が交付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 対象事業者は、第10条の規定により交付金の返還を命ぜられた場合であつて知事が必要と認めるときは、その命令に係る交付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 3 対象事業者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第13条 知事は、この要綱に基づく交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第14条 対象事業者は、交付金の收支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月16日以降に交付申請のあった交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る交付金から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第  
年  
月  
号  
日

岐阜県知事様

所在地  
名 称  
代表者

年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金交付申請書兼誓約書

岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
また、下記の誓約事項について誓約します。

記

申請額 金\_\_\_\_\_円

（内訳）

学校名	学科名	入学定員数	修業年限	交付金額
		人	年	円
		人	年	円
		人	年	円

【誓約事項】

- 申請要件を満たしています。
- 交付金の申請に關し提出した書類及び記載に虚偽はありません。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 交付金の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は、交付金の返還に応じるとともに、加算金及び延滞金の支払に応じます。また、申請内容に不正があった場合など必要がある場合には交付金の交付を受けた法人名などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又は申請事業者の代表者、役員若しくは使用人若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- また、上記の暴力団及び暴力団員が、申請事業者の経営に事實上参画していません。

担当者	
連絡先	

第2号様式（第6条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

岐阜県知事

年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額　金\_\_\_\_\_円

2 内訳

学校名	学科名	入学定員数	修業年限	交付金額
		人	年	円
		人	年	円
		人	年	円

第3号様式（第6条関係）

第  
年  
月  
号  
日

様

岐阜県知事

年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金について、下記の理由により不交付とする。

記

(不交付理由)

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事様

所在地  
名 称  
代表者

年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により通知された 年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金について、下記のとおり交付額の変更を行うため、関係書類を添えて変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額 金\_\_\_\_\_円

(内訳)

既交付決定額(a)	
追加交付申請額(b)	
変更交付申請額((a)+(b))	

2 変更の理由

担当者	
連絡先	

第5号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

岐阜県知事

年度岐阜県看護師等養成所光熱費高騰対策交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で変更申請のあった 年度岐阜県看護師等  
養成所光熱費高騰対策交付金（ 年 月 日付け 第 号により交付決定済）  
について、下記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 金\_\_\_\_\_円

2 内訳

既交付決定額(a)	
追加交付申請額(b)	
変更交付申請額((a)+(b))	